

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年3月18日付けの保護変更決定通知書で行った法25条2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

生活費が不足し生活ができない。保障であるはずの生活費が足りないのは不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 8 年 7 月 2 5 日	諮 問
平成 2 8 年 9 月 1 6 日	審 議 (第 1 回 第 3 部 会)
平成 2 8 年 1 0 月 6 日	審 議 (第 2 回 第 3 部 会)
平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日	審 議 (第 3 回 第 3 部 会)

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法 8 条 1 項によれば、保護は、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定される。また、保護基準によれば、11月から翌年3月までの保護費の算定に当たっては、冬季加算（本件改定前の保護基準によると、東京都の場合、月額2,580円。なお、本件改定において冬季加算を計上する期間及び加算額についての変更はない。）を計上することとされている。

法 2 5 条 2 項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとし、その場合には、法 2 4 条 4 項を準用し、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

2 これを本件についてみると、3月終了に伴い、処分庁は、保護基準に基づいて、請求人の保護費について冬季加算を不計上とす

る旨の本件処分を行ったものであり、本件処分における保護費の算定は、上記1の法及び本件改定後の保護基準に則って適正になされたものである。

ところで、本件処分通知書の保護変更の理由欄には「基準改定」と記載されており、この記載のみから請求人において本件処分の理由が冬季加算の不計上であることを理解することは不可能であり、理由付記に瑕疵があると認められるため、早急に改善すべきである。

しかしながら、処分庁から請求人に対し、平成27年11月1日付けで冬季加算の計上を理由として生活扶助費を2,580円増額する旨の保護変更通知が出されているところ、本件処分通知書の内容が、従前の保護費支給額と比して生活扶助費を2,580円減額するものとなっていることからすれば、本件処分通知書の記載内容からして、請求人に対する冬季加算の不計上であるということを推測できると考えられないわけではない。また、冬季加算の不計上という保護変更については、昨年度までも同様の理由付記により処分を行っていること、さらには、前述のとおり、本件処分における保護費の算定は、法及び本件改定後の保護基準に則って適正になされたものであることを併せ考えれば、本件処分における保護変更の理由付記には瑕疵があるものの、本件処分が違法・不当となる事由とまでは認められず、本件処分の取消しを求める請求人の主張には理由がない。

- 3 請求人は、「生活費が足らず生活ができない。保障であるはずの生活費が足りないのは不当である。」と主張する。

しかし、前述2のとおり、本件処分は法令等の定めに基づきなされており、平成28年4月1日以降の保護費の額が前月までの額と比べて減額となったことは、冬季加算が不計上とされたためであって、法及び保護基準に則った適正な算定であることから、

本件処分を違法又は不当なものとして評価することはできず、請求人の主張には、理由がないものというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成